

2016年6月8日 全8頁

FinTech、仮想通貨などを巡る 銀行法等改正法、成立

5%ルール、グループ経営管理、仮想通貨交換業者など

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2016年5月25日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が可決、成立した。公布は6月3日である。
- 同法には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、①金融グループの経営管理における銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③金融関連IT企業への出資の柔軟化、④プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備、⑤仮想通貨への対応（仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対する登録制・規制等の導入）などが盛り込まれている。
- 公布日（2016年6月3日）から起算して1年以内の政令指定日から施行される。

はじめに

2016年5月25日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」¹（以下、銀行法等改正法）が参議院本会議で可決され、成立した（衆議院本会議では4月28日に可決）。公布は6月3日である²。

銀行法等改正法は、次の金融審議会のワーキング・グループの報告などを踏まえて、銀行法、資金決済に関する法律（以下、資金決済法）などの改正を行うものである。

○金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～（平成27年12月22日）³（以下、金融グループ制度

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）参照。

² 平成28年6月3日付官報号外第123号に掲載されている（法律第62号）。

³ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1.html）に掲載されている。

WG 報告)

○金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～（平成 27 年 12 月 22 日）⁴（以下、決済高度化 WG 報告）

銀行法等改正法は、特に、いわゆる FinTech（フィンテック）と呼ばれる「主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業」⁵への対応を念頭においた改正内容（例えば、金融関連 IT 企業等への銀行等による出資の容易化（いわゆる 5% ルールの緩和）、仮想通貨への対応）が盛り込まれている点で、社会的な関心の高い法律である。

また、金融グループ制度 WG 報告を受けて、金融グループにおける経営管理の充実（銀行持株会社の機能の明確化）が盛り込まれている点も重要である。近年、「持株会社を活用し、地域の枠を越えた銀行間の経営統合の動きがみられる」⁶地域金融機関なども含めて、その影響が注目されるだろう。

以下、銀行法等改正法のポイントを紹介する。なお、下記レポートも参照されたい。

横山 淳「FinTech 対応 銀行の議決権保有規制等の緩和」（2016 年 4 月 13 日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160413_010819.html

横山 淳「仮想通貨を巡る制度整備」（2016 年 5 月 20 日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html

銀行法等改正法のポイント

銀行法等改正法の内容は多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次のようになる。

1. 金融グループにおける経営管理の充実（銀行持株会社の機能の明確化）

○銀行持株会社（及びグループ頂点の銀行）が、そのグループの経営管理において果たすべき機能を下記のように明確化する（改正後の銀行法 16 条の 3、52 条の 21）。

- グループの経営の基本方針等の策定及びその適正な実施の確保
- グループに属する会社相互の利益相反の調整

⁴ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2.html）に掲載されている。

⁵ 決済高度化 WG 報告 p. 2（脚注 1）。

⁶ 金融グループ制度 WG 報告 p. 1。

—グループの法令遵守体制の整備

—上記のほか、グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

2. 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

(1) 持株会社による共通・重複業務の執行（銀行持株会社の業務範囲）

○銀行持株会社グループに属する複数の会社（注1）に共通する業務であって、（その業務を）銀行持株会社が行うことが、そのグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する一定の業務（注2）を、その銀行持株会社自身が実施することを可能とする（注3）（改正後の銀行法 52 条の 21 の 2）。

○前記の銀行持株会社への業務の集約には、あらかじめ、内閣総理大臣の認可が必要である（同前）。

(2) 子会社への業務集約の容易化（業務委託先管理義務の見直し）

○銀行持株会社グループに属する複数の会社（注1）が、共通する業務をそのグループに属する他の会社（業務委託先）に委託する場合、本来であれば、（委託元の）各子銀行に課される委託先管理義務（業務の的確な遂行を確保するための措置を講じる義務）を、銀行持株会社に一元化することを可能とする（改正後の銀行法 12 条の 2 第 3 項）。

(3) グループ内の資金融通の容易化（アームズ・レングス・ルールの緩和）

○同一の銀行持株会社の子銀行同士で取引等を行う場合、銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、いわゆるアームズ・レングス・ルール（特定関係者との間の取引等の規制）を適用しないこととする（改正後の銀行法 13 条の 2）。

○前記の改正が実現した場合、例えば、アームズ・レングス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートで、グループ内の子「銀行」同士の資金融通が可能になると説明されている（注4）。

3. ITの進展に伴う技術革新への対応

(1) 金融関連 IT 企業等への出資の容易化（いわゆる 5%ルールの緩和）

○銀行又は銀行持株会社は、金融関連 IT 企業等（情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社）の議決権について、基準議決権数（銀行：5%、銀行持株会社：15%）を超える議決権を取得・保有することができることとする（改正後の銀行法 16 条の 2、52 条の 23 な

ど)。

○前記の基準議決権数を超える議決権の取得等には、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣の認可が必要である(同前)。

(2) 決済関連事務等の受託の容易化

○銀行・銀行持株会社が子会社とすることができる「従属業務」を営む会社(主として銀行等・銀行持株会社等の営む業務のためにその業務を営む会社)について、「従属業務」を営んでいるかどうかの基準を見直す(改正後の銀行法16条の2第11項、52条の23第10項など)。

○前記の改正により、「従属業務」を営む会社に求められる収入依存度規制(現行、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要)を緩和し、(グループ外からの)システム管理などの業務の受託を容易にすることが想定されている(注5)。

(3) ICチップを利用した前払式支払手段(プリペイドカード)における表示義務の履行方法の合理化など

○前払式支払手段(プリペイドカード)に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、規定の合理化を行う(改正後の資金決済法13条など)。

○多様な形態のプリペイドカード(例えば、時計型のネット端末(いわゆるウェアラブル端末)など)が登場する中で、プリペイドカードが電子端末である場合などには、上記の情報提供を、インターネットで行うことを許容する趣旨とされる(注6)。

(4) 前払式支払手段発行者(プリペイドカードの発行者)の苦情処理体制の整備

○前払式支払手段発行者(プリペイドカードの発行者)は、前払式支払手段(プリペイドカード)の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置(苦情処理体制)を講じなければならないことを明確化する(改正後の資金決済法21条の2)。

○電子マネーを利用した取引における悪質な加盟店による消費者の被害事例などを踏まえた消費者委員会の建議(注7)を受けたもの。

4. 仮想通貨への対応(仮想通貨交換業に係る制度整備)

(1) 登録制の導入

○仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことを「仮想通貨交換業」と定め、登録制を導入する(改正後の資金決済法63条の2～7など)。

○すなわち、仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者(仮想通貨交換業者)でなけ

れば、行うことは許されず（同 63 条の 2）、違反者は刑事罰の対象となる（同 107 条 5 号）。

(2)（仮想通貨交換業者の）業務に関する規定、監督規定の整備（利用者保護のためのルールの整備等）

○「仮想通貨交換業」の登録を受けた「仮想通貨交換業者」に対して、次のような利用者保護のための規制などを整備する。

—情報の安全管理（改正後の資金決済法 63 条の 8）

—利用者に対する情報提供（取り扱う仮想通貨と本邦通貨・外国通貨との誤認防止、手数料等の仮想通貨交換業に係る契約内容など）（同 63 条の 10）

—利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理（注 8）（同 63 条の 11）

—仮想通貨交換業者に関する金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）の導入（同 63 条の 12、99 条～101 条など）

○仮想通貨交換業者に対する当局による次のような監督規定を整備する。

—帳簿書類の作成・保存（同 63 条の 13）

—事業報告書（注 9）の当局への提出（同 63 条の 14）

—立入検査等（同 63 条の 15）

—業務改善命令等の処分権限（同 63 条の 16 など）

(3) マネーロンダリング、テロ資金供与対策

○仮想通貨交換業者に対して口座開設時における本人確認義務などを適用する（改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律 2 条 2 項 31 号など）。

(4) 認定資金決済事業者協会

○仮想通貨交換業者についての法令に基づく自主規制団体設立の観点から、認定資金決済事業者協会に関する規定を見直す（改正後の資金決済法 87 条など）

5. その他

(1) 外国銀行代理業務に関する特則

○銀行等が外国銀行代理業務を行おうとする場合、委託元である外国銀行ごとの個別の認可によるほかに、外国銀行グループごとの包括的な認可によることを可能とする特例を定める（改正後の銀行法 52 条の 2 第 2 項）。

(2) IT の進展を踏まえた電子記録債権制度の見直し（電子記録債権の移動）

○異なる電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするために、ある電子債権記録機関の（電子記録債権の）記録を他の電子債権記録機関に移行するための手続等を規定する（改正後の電子記録債権法 47 条の 2～47 条の 5 など）。

（注 1）銀行を含む場合に限る。

（注 2）具体的な対象業務は、内閣府令に委任されている。現時点では、「グループ全体の資金運用や共通システムの管理など」が想定されているようだ（金融グループ制度 WG 報告 p. 6。金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 2（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/190/01/setsumei.pdf>）なども参照）。

（注 3）改正前は、銀行持株会社の業務は、原則、子会社の経営管理に限定されていた（改正前の銀行法 52 条の 21 第 1 項）。

（注 4）前記（注 2）の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 3 など参照。

（注 5）前記（注 2）の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 5 など参照。

（注 6）改正前は、「当該前払式支払手段に係る証票等」又は「当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」（一体物）の交付の有無によって、情報提供の手段が定められており、インターネットによる情報提供は、証票等又は一体物の交付がない場合に許容され、交付がある場合には、その証票等又は一体物に表示することが義務付けられていた（改正前の資金決済法 13 条）。これに従えば、例えば、腕時計型や指輪型の「電子端末型プリペイドカード」の場合、その腕時計や指輪自体に支払可能金額などを表示しなければならないと解されていた（前記（注 2）の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 6）。

（注 7）消費者委員会「電子マネーに関する消費者問題についての建議」（平成 27 年 8 月 18 日）。

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0818_kengi.html

（注 8）分別管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（注 9）事業報告書には、財務に関する書類、それについての公認会計士又は監査法人の監査報告書などを添付しなければならない。

なお、銀行法等改正法に関連して、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会において、次の事項について、政府に対して配慮を求める附帯決議が行われている。

【衆議院財務金融委員会（平成 28 年 4 月 27 日）】

一 近年における仮想通貨交換業者に関する破綻事例の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

（出所）衆議院財務金融委員会「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 28 年 4 月 27 日）。下記の衆議院ウェブサイト（財務金融委員会の会議録議事情報第 190 号第 15 号）。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519020160427016.htm

【参議院財政金融委員会（平成 28 年 5 月 24 日）】

一 平成二十八年熊本地震の被災地において、今後の復旧・復興や被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に対して、民間金融機関による迅速かつ弾力的な対応を可能とするため、各種の金融上の措置を通じた特段の配慮を払うこと。

- 一 金融と情報通信技術を融合させるいわゆるフィンテックが急速に進展し、金融サービス業の今後の在り方に大きな影響を及ぼすことが見込まれる中で、我が国金融サービス業におけるイノベーションの促進に向けた取組を支援する観点から、情報通信技術等に精通した人材の内部育成を図るとともに、外部の有識者の積極的な採用及び活用等を通じて専門性の高い人材の確保を図るなど、金融行政当局の体制強化を進めること。
 - 一 日本銀行によるマイナス金利の導入等を背景に金融機関の経営環境が厳しさを増す中、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献するという役割を十全に発揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存せず、事業性評価に基づく融資を促進するなど、地域密着型金融への取組を更に推進すること。
 - 一 本法に基づく制度の運用に当たっては、金融システムの健全性を維持し、金融仲介機能が適切に発揮されるように配意しつつ、金融機関等に対する検査及び監督の充実を図ること。
- その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

(出所) 参議院財政金融委員会「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 28 年 5 月 24 日)。下記の参議院ウェブサイト。
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_052401.pdf

これらのうち、FinTech 分野について直接的な言及があるのは、衆議院財務金融委員会の附帯決議と参議院財政金融委員会の附帯決議の 2 項目である。前者は、仮想通貨「取引所」の破綻事例を踏まえた「利用者保護」、後者は「金融サービス業におけるイノベーションの促進」と着目する点は異なるが、いずれも技術革新を含めた新しい動きに適切に対応できるよう、人材の確保・育成など金融行政当局の体制の強化を求める内容だといえるだろう。

それ以外は、参議院財政金融委員会の附帯決議の 1 項目は、「熊本地震」を受けたもの、同 3 項目は、近年、金融庁が「金融行政方針」などを通じて進めている施策⁷の促進を求めるもの⁸、同 4 項目は、銀行法等改正法に基づいて導入・改正される制度の適切な運用を求めるものである。

特に、同 4 項目に関しては、例えば、前記 3 (1)「金融関連 IT 企業等への出資の容易化 (いわゆる 5 % ルールの緩和)」など、実際の運用が重要となると考えられる改正項目が含まれていることから、適切な対応がなされることを期待したい。

⁷ 例えば、金融庁「平成 27 事務年度 金融行政方針」(平成 27 年 9 月) p. 12 など参照
<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>。

⁸ IT 技術の与信審査・与信判断への応用 (及びそれに伴う中小企業への融資の拡充) の可能性を指摘する声があることを踏まえると、この点も FinTech と全く無関係とは言えないのかもしれない。経済産業省経済産業政策局産業資金課「産業・金融・IT 融合に関する研究会 (FinTech 研究会) 発言集」(平成 28 年 3 月) p. 34 など参照 (http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/fintech/pdf/011_s05_00.pdf)。

施行日

銀行法等改正法の主要部分は、公布日（2016年6月3日）から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行される（銀行法等改正法附則1条）。